



■令和4年12月1日～12月27日、12月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいごオフィシャルサイト」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（12月会議）

不登校 について（1）

■精華町教育委員会発行の教育要覧では、「不登校の未然防止と課題の解決に向けた取り組みを家庭や関係機関と連携して総合的に推進する。個々の事象においては、校内の教育相談機能を生かし、スクールカウンセラーや、学び・生活アドバイザーの活用など状況に応じた効果的な対応を組織的に行う」と記述している。
精華町における、令和4年度9月現在の不登校数は、小学生14人、中学生42人となっており、令和3年度の不登校数(質問1の間①答弁参照)以上となっている。そこで本町の事案について問う。

質問1: 不登校数の増加傾向を、要員・原因別にどのように分析しているか。

問①: 発生要因と考えられる「学校にかかる要因」「家庭にかかる要因」「本人にかかる要因」について、それぞれ件数と傾向は？

答弁: ①令和3年度の不登校の要因別の人数は、
・「学校にかかる要因」は、
小学校 3名、中学校 3名
・「家庭にかかる要因」は、
小学校 4名、中学校 3名
・「本人にかかる要因」は、
小学校 5名、中学校 34名
となっている。

問②: 各発生要因状況下における、個々の事象の件数と傾向は？

答弁: ①本町の不登校の状況は、全国や京都府の出現率に比べて低いのが、増加傾向にある。特に昨年度は中学生が急増している。
②要因、背景は様々であり、学校が果たす役割は大きく、教育関係者が一層充実した、かつ適切な指導や家庭への働きかけを行い、不登校に対する取り組みの改善を図る必要があると考えている。

質問2: 「不登校の未然防止と課題の解決」について、各課題と事象にどう取り組んできたか？
取り組みはどのような効果があったか？

答弁: ①全ての児童生徒が、学校が楽しいと思わせる学校活動の充実、一人一人に活躍の場や役割を持ち存在感が得られる居場所作り、豊かな人間関係、絆づくりを重視して取り組んでいる。
②学ぶことを楽しく感じる授業改善にも努めている。
③「もうすぐ一年生体験入学事業」により、幼児教育と小学校の連携が図れた。
④不登校児童生徒に「別室登校や放課後登校」の対応をし復帰のきっかけへの取り組みをしている。
⑤本町の不登校が、全国や京都府より低いのはこの取り組みの成果と考えている。

質問4: 児童生徒が不登校になった場合、学校以外の場での学習等に対する支援方法と本町で適用してきた支援策は？

答弁: ①学習機会の確保や学校とのつながりを保つ方法として、教室と家庭、教室と別室のオンライン授業や、タブレットを活用した個別の学習課題の提供を進めている。また、フリースクールへの登校を出席と見なす事例もある。

質問3: 不登校はじめ問題事象に対する本町の相談体制は？ またその体制は十分か、体制強化の必要性はないのか？

答弁: ①平成23年度より、町独自に全小学校にスクールカウンセラーを配置した。
②これにより、全ての小・中学校でスクールカウンセラーと連携を図った組織的、効果的な対応を取ることができるようになってきた。

質問5: 不登校児童生徒が不登校を継続する選択肢は？
その指導方法の内容と本町の実例は？

答弁: ①不登校の状況は一様ではなく、状況を見極め、寄り添った指導をしている。特に中学校では、卒業後の進路選択も見据え、本人の意思を尊重し自己決定できることを大切にしている。
②そのために、家庭の理解を得たり、家庭と学校の連携を密にし、一人一人に合った指導をしている。
③そして卒業後も、社会とのつながりを徐々に広げていけるように、将来の道が閉ざされることのないよう指導している。

議会だより (つづき 1)

不登校 について (2)

再 質 問

質問1: 学校、保護者、カウンセラーなど関係者との連携はどのようにされているか？
また、処理できないとき行政内の対応は？

答弁: ①学校と家庭の連携については、家庭訪問、定期面談などを中心に行っている。
②カウンセラーについても、ケース会議や教育相談部会での協議などで連携している。
③ケースによって子育て支援課と連携する場合があります。



質問2: 学校の教育する立場から、不登校要因の解消にどのように努力されているか？

・学業不振 ・部活動不適応 ・進路問題
・クラス替え ・校則等で縛られる など

答弁: ①児童生徒が個々に抱えている悩みや課題は、家庭訪問や教育相談、それ以外でも気づきがあれば先生が声がけして対応している。
②友達関係など配慮しながら、行事や班づくりなど気を配りながら対応することで、一人一人の気持ちにより添うような取り組みをしている。

質問3: 早期発見の相談体制について精華町として特に取り組んでいることは？

答弁: ①町単費で各小学校にスクールカウンセラーを配置している。
また、「不登校児童生徒支援ハンドブック」を使って、教職員の研修をし対応している。

質問4: 子どもが困ったとき、一番最初にどこに相談したらよいのか？

答弁: ①まずは、子どもが一番身近にいる担任と思う。そして相談しやすい保健室の先生。
②もっと話しやすい先生がいればどの先生でも自分が話しやすいと思う先生が一番です。

質問5: 別室登校について、精華町の小学校・中学校はどのような対応をしているか？

答弁: ①各校において別室対応もしている。対応する先生がいる場合やタブレットで自分の学級の授業をオンラインで見ているパターンもある。

質問6: 別室対応の中でも、人と人が接する、その中で生まれる人間関係も不登校解消の重要な要素と思うが、どう考えているか？

答弁: ①先生や生徒と関わりを持つ、その中で登校意欲につながる生徒もいるし、今は、ちょっと距離を置きながら自分のペースで学習したい子もいる。一様に人間関係を深めるだけが不登校の解消につながっていくとは言えないところがある。
②その後、そういう状況が出てくれば最終的に人とつながることは大変重要なことと考える。

質問7: 不登校に関する定期的な研修やいろんな対応についてはどういう頻度で研修されているか？

答弁: ①児童生徒の状況を共通理解する研修として毎月の職員会議の機会に交流する研修。
②夏休みを利用して、カウンセラーの先生に講師になっていただく研修。など、学校により差はある。

山本議員から 一言



■不登校の対応について

1. 学校の中で対応できない、家庭にかかる問題など、個人の生活環境に関わって、極秘にいろいろな形でフォローしていくことが非常に大切なので、その点も留意しながら解決に導いていただきたい。
2. 個人が特定されない範囲で、同じ悩みを持つ保護者、また子どもさんから聞かれたときに、こんなケース、こういうところに相談できるなど、いろいろな形で情報提供がされれば、一番いいと思う。
3. 個に特化して優れた人もあり、個々固有なものもあるので、不登校をゼロにするのは難しいと思う。そういう点についても考慮しながら、不登校のいろんな課題に対応していただきたい。

議会だより (つづき 2)

PTA について (1)

■9月議会の一般質問した「PTAの加入について」
教育委員会として「PTA加入が保護者の任意意思によるものである。という説明が必要である。」
との見解を示され、今後各PTAにおいて検討がされるべき課題と考えると答弁された。
他のPTA関係の答弁内容を含め、次の項目について再質問をする。

質問1: PTAの任意加入について、検討課題として
どう対応されたか？

答弁: ①10月の校長会議において、各校のPTAにおいて
検討すべき課題であると課題提議した。
②今年度中に、精華町PTA連絡協議会において
各校のPTAの会則などを見直し検討などを含め
検討がされる。

質問3: 先生が加入しているPTAが、組織の趣旨から
外れて活動している場合、先生に対してPTA
本来の姿を伝え、改善させられないのか？

答弁: ①各校のPTA総会で活動計画、活動報告が提案
され、会員の承認によって活動が進められる。
改善すべきことがあれば総会の中で意見が出
され議論すべきと考えている。
②PTA活動の充実については、毎年京都府の
PTA指導者中央研修会が実施され、自校の
PTA活動に生かされている。

質問2: 「教育委員会はPTAを指導できない」との答
弁であったが、PTAは、教育委員会の事務分
掌にある指導、育成のできる社会教育団体で
はないのか？

答弁: ①教育委員会は、社会教育団体の求めに応じ、
専門的・技術的指導や助言を与えることがで
きるとされている。
②一方で統制的支配や、事業に干渉してはなら
ないとされている。
③したがって、PTAから求めがない場合は、教育
委員会が指導的立場で関与できないと考えて
いる。
④精華町PTA連絡協議会と連携し、可能な範囲
で支援をしていきたい。

質問4: 「校長がPTAに加入している」ことについて、
学校を運営する校長が管理職の立場でPTA
で発言し行動を求めることは、PTA活動の自
主性を損ない、介入することを懸念するが、
問題は無いのか？

答弁: ①PTAの構成員は、生徒の保護者と教職員と規定
されている。
活動の中心は、PTA本部であり団体の代表は
PTA会長である。
②学校側の関わりとしては、
PTA活動が学校内で行われることが多いことから
学校を管理する立場で管理職が学校の立場で
意見を伝え、協議することはあるが、それがPTA
に行動を求めたり、介入することではないと考
えている。



PTAって…
任意なの？
強制されてない？



議会だより (つづき 3)

PTA について (2)

■9月議会の一般質問で提議の「PTAの課題」について、教育委員会は校長会に話しをされ、令和4年9月26日開催の教育委員会会議で議員の一般質問内容として説明。 質疑・答弁について確認をしたい。

質問1: PTAの任意加入について、

- ①委員から、「校長・教頭なども PTAに入っているのでPTAの中で協議、対応していただきたい」との発言があった。
- ②教育長からは、「会則を任意加入に変更した途端に半分ぐらいしか加入されないということが起きている」と発言されている。
- このことは、現状は保護者・教員とも「強制的に加入」の仕組みにより、組織されているということではないか？

答弁: ①PTAの会則の中で、ある意味強制加入のような、表現の学校もある。

「保護者の加入が当たり前じゃないことを管理職も認識してPTAの案内をすべき」という趣旨で委員から発言されたと理解している。

②教育長の発言は、「近隣の市町での事例があるか」との質問があり、事実を答弁したものです。

●教育長としては、「任意加入になっても引き続きPTAに加入していただけるように、魅力あるPTA活動、そういうPTAを目指す必要がある。」というような発言をしている。

質問3: PTAは社会教育関係団体であり、教育委員会が指導的立場にはないという大前提はあるが、教育委員会として今後の方向性について、どう考えているか？

答弁: ①教育委員会として指導的立場にないことのご理解、そうはいうものの、よりよいPTAをつくっていくという中で、適切な助言があってもいいのではないかと。

②そういう部分では、PTAをとりまとめている連絡協議会とかと、連携をしながら可能な形でより良いPTAを作っていく役割を果たしたいとの趣旨の発言と理解している。

質問4: 校長の参加について

絶対的権限を持った校長がPTAの組織の中に入っていて、組織運営も含めて携わっていくことは非常に不合理であると考えているが、いかがか？

答弁: ①懸念いただいている校長の関与とか、PTAを主導的に引っ張る、学校側の意思をPTA活動の中で反映させることは実体の中ではないと理解している。

②これまでの長い活動の中で円滑にPTA活動がなされたと理解している。

③これらを大切にしながら、任意加入という本来のあり方の形も追求しながら、多くの皆さんの協力をいただけるようなボランティア活動、教育団体としての活動を続ける、学校はそれを支える役割かなという認識です。

山本議員から 一言



■PTAの任意加入と本来の活動について

1. 戦後にPTA組織ができ、できた当時の状況と現在の状況は大きく変わっている。内容的にも考え方も変わってくる中で、本来のあるべき姿にきちんと戻して最終的にPTAが学校、生徒児童の福祉とかいろんな活動に関して、ボランティア活動できる状況を作り上げていく、それを公明正大にやれる状況が求められていると思います。 今後を期待したいと思います。

山本せいご後援会事務所

精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp

ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>